

## 規 則

埼玉県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県規則第四十九号

埼玉県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県宅地建物取引業法施行細則（平成十五年埼玉県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「第一条の二第一項第一号の二」を「第一条の二第一項第一号」に改める。

第七条第五項中「第十四条の三第三項第四号」を「第十四条の三第三項第三号」に改める。

第十条中「第十四条の七の二」を「第十四条の七の二第一項」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。